

## 区画整理反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会 2011.2.18 No.173

市から郵送された「第2次換地設計(案)」に

# 意見書を必ず書きましょう！

○示された換地案に意見を書いて出さないと、市は「異議がなかった」「認めた」と勝手に解釈し、示した換地案のまま区画整理を進めてしまいます。

又は、意見書を出した人の影響で動かされる可能性があります。

○郵送された換地案は位置と形状等の内容ですが、このことは、家の引っ越しや仮住まい、そして、家の建て直しの自己負担金、何百万円もの清算金の支払い(延滞利息10.75%)等のお金の支出に繋が<sup>つな</sup>がり、大きな負担になります。

○アパートやマンションに住む人も移動や清算金、減歩の対象です。

○意見書を書かないと、道路等の計画図も認める事になります。

\* 今回、市の封筒に意見を書く用紙が入っていません。

書式は自由とありますが、反対の会で意見書の用紙を用意しましたのでご利用下さい。市に何枚でも提出出来ます。

\* 意見書に市の受付印を押してもらい、コピーを受け取って、各自保管しておきましょう。(反対の会にもコピーをお寄せ下さい。)

### 第2次 換地設計案の検討会(市議会中3/1～3/3は除く)

**2月22日～3月25日迄の 毎週火曜と木曜**

午後1時30分～4時 山崎市議事務所(ダイソー横の道5軒目)

**又は、2月26日(土)と3月12日(土)**

**夜 7:30～9:30 本町会館1階**

**上記以外でも随時受け付けますので、ご連絡下さい**

◎2次換地設計案をお持ち下さい

## 資料から清算金を見る

### ① 資料NO1の3枚目「換地設計調書見方の説明書」(裏は複数土地所有者用)

- ・ 1番右にある「指数差(清算指数) <sup>マイナス</sup> 28,519 個」は、清算金額が 2 万 8519 円ということではなく、指数差に 1 個あたりの単価を掛けた値が清算金額です。
- ・ <sup>マイナス</sup> 記号は、羽村市に支払うという意味です。羽ヶ上と同じ 1 個が 54 円とすると、 $28519 \times 54 \text{ 円} = 154 \text{ 万 } 26 \text{ 円}$  を請求される。(延滞利息は 10.75%)
- ・ 西口は 1 個が 54 円か 100 円か、分からないとの説明でした。仮に 1 個 100 円なら、この例の場合、清算金額は  $28519 \text{ 個} \times 100 \text{ 円} = 285 \text{ 万 } 1900 \text{ 円}$  の支払いとなる。  
(この場合、285 万 1900 円を払わず延滞すると、清算金のほかに、利息を 1 日遅れる毎に 839 円、10 日で 8390 円、1 年間で 30 万 6579 円が追加されていく。)

## 資料にご注意

### ① 現在の家屋と換地後の家屋がずれて 重なる場合は、家を 2 度曳くことになる。

- ・ 2 度曳きは、他の場所に造った仮の土台に家を曳いて乗せ、次に換地位置に造った土台に、もう一度、家を曳くので、家の傷みがひどくなり、仮住まいも長くなる。
- ・ 資料NO4の「重ね図」に現在の家(建物)の図が入っていないため、家屋との位置関係がわからない！ 家屋図入りの重ね図を個別説明事務所に請求し、調べる必要がある。 殆どの人が移転対象です。

### ② 大切な資料が抜けています。市に請求しましょう！

- ・ 1 次より換地の条件が悪くなった場合、減歩や評価が下がるはずだが、1 次の数値が記入されていない。手元がない人は、市に請求しましょう。
- ・ 全体図面に保留地や市の先行余剰地などの記入がない。どの場所にあるのか不明。
- ・ 評価の根拠「各筆評価計算書」、家屋図入り重ね図、1 次の評価等の調書が必要。
- ・ 換地先が段差のある場所なのか、傾斜地か、わかる資料がない。
- ・ 他の人の減歩や清算指数がわからず、自分が妥当なのか公平なのかわからない。

\* 市の説明を聞く時は、説明者の名前を記録し、録音する。又はこちらの質問と市が説明したことを箇条書きにし、市の印か担当者のサインをもらいましょう。

\* 区画整理法では、施行者(市)は、換地計画に関する簿書を権利者から閲覧又は謄写(コピー等)の請求があった場合、拒んではいけない事になっています。

### 弁護士さんからの一言

将来、思いがけない問題が発生し、裁判を起こすことも視野に入れ、おかしいと思うことを何でも意見書として提出しておくことが大切です。